

住宅改修資金貸付制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者及び障害者が住みなれた住居で安全かつ快適な生活を送ることができ、身体状況等に即応した住宅改修を行うため、住宅改修助成事業を補完する住宅改修資金貸付制度を実施することにより、高齢者及び障害者の生活環境を総合的に整備していくことを目的とする。

(実施主体)

第2条 住宅改修資金貸付制度（以下「本制度」という。）の実施主体は、神戸市とする。ただし、本制度の一部を市の外郭団体等に委託することができる。

(貸付対象者)

第3条 本制度の貸付対象者は、神戸市住宅改修助成事業実施要綱に基づく住宅改修助成事業（以下「助成事業」という。）による助成の決定を受けた者で、資金の貸付けを受ける者（以下「借受人」という。）の名義の、本制度による資金の貸付けを含む全ての借入金に対する年間償還額の合計額のおおむね4倍以上の年収がある者とする。

2 貸し付けた資金の最終償還時の年齢が満70歳以下であること。

(資金の貸付額)

第4条 資金の貸付額は、住宅改修費の額又は100万円のいずれか少ない額から、介護保険制度の住宅改修費限度額、障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業における障害者（児）日常生活用具費支給事業の住宅改修費限度額又は特定疾患等在宅療養患者日常生活用具給付事業の居宅生活動作補助用具の給付限度額及び住宅改修助成金交付額を控除した金額とする。

2 資金の貸付額は、1万円単位とし、前項より算出された額に1万円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。

(貸付条件)

第5条 資金の償還方法は、10年以内の元金均等月賦償還とする。

2 資金の貸付利率は、無利子とする。

3 資金は、第1条の趣旨にのっとり神戸市住宅改修助成事業実施要綱第12条第2項の住宅改修計画書に基づく住宅改修工事（以下「住宅改修工事」という。）に要する費用に充てるものとする。

(連帯保証人)

第6条 資金の貸付けを受けようとする者(以下「借受申込人」という。)は、次に掲げる要件を備えている連帯保証人を1名立てるものとする。

- (1) 市内又は近隣市町に居住する者であること。ただし、市長が特にやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。
- (2) 一定の職業を有し、独立の生計を営んでいる者で、借受申込人と連帯して債務を負担する能力を有する者であること。
- (3) 貸付けた資金の最終償還時の年齢が満70歳以下であること。

(借受の申込み等)

第7条 借受申込人は、住宅改修資金借受申込書(様式第1号)及び次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。ただし、市長は本人の許可を得て、連帯保証人の住民票の抄本又は外国人登録済証明書、前年分の収入を証する書類及び住宅改修工事の対象となる土地及び家屋の所有者が確認のできる書類以外については、神戸市住宅改修助成事業実施要綱に提出することが規定されている書類をもってこれらの書類の提出にかえることができる。

- (1) 借受申込人の住民票の謄本又は世帯員全員の外国人登録済証明書及び連帯保証人の住民票の抄本又は外国人登録済証明書
- (2) 借受申込人及び連帯保証人の前年分の収入を証する書類
- (3) 工事施工業者の工事費見積書及び工事計画図
- (4) 住宅改修工事の対象となる土地及び家屋の所有者が確認のできる書類又は所有者の承諾書
- (5) 前4号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(資金の貸付けの決定等)

第8条 市長は、前条の住宅改修資金借受申込書及び同条各号に掲げる書類(以下、「申込書等」という。)を審査した結果、貸付を行うことを決定したときは、住宅改修資金貸付決定通知書(様式第2号)により、貸付を行わないことを決定したときは、住宅改修資金貸付不承認通知書(様式第3号)により、申込書等を受理した日の翌日から1ヶ月以内に借受申込人に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により、貸付けを行うことを決定したときは、資金の貸付けを行うものとして指定する金融機関に対し、借入申込書及び住宅改修資金貸付決定通知書の写しを送付するものとする。

(工事完了等)

第9条 前条第1項の規定により貸付けの決定の通知を受けた借受申込人(以下「借受決定

人」という。)は、貸付けの決定の日から6か月以内に住宅改修工事を完了するものとする。

- 2 借受決定人は、前項の規定による期間内に住宅改修工事が完了できないときは、速やかに住宅改修工事遅延届(様式第4号)を市長に提出しなければならない。
- 3 借受決定人は、住宅改修工事が完了したときは、速やかに工事完了届(神戸市住宅改修助成事業実施要綱第14条に基づく工事完了届の複写で対応するものとする。)を市長に提出し、工事完了の確認を受けなければならない。

(工事完了確認書の交付)

第10条 市長は、前条の規定により工事完了の確認をしたときは、借受決定人に住宅改修完了確認書(様式第5号)を交付するものとする。

(資金の貸付け等)

第11条 市長は、第9条の規定による工事完了の確認後、資金の貸付けを行う。

- 2 借受決定人は、前条の規定による住宅改修完了確認書を指定する金融機関に提出し、金融機関の定める手続きを行うことにより、資金の貸付けを受けるものとする。

(資金の支払猶予)

第12条 市長は、借受人が災害等やむを得ない理由により、償還期日に償還金を支払うことが困難と認められるときは、償還金の支払いを猶予することができる。

- 2 償還金の支払猶予を受けようとする借受人は、住宅改修資金償還猶予申出書(様式第6号)に、償還猶予を必要とする理由を証明する書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 市長は、前項に規定する住宅改修資金償還猶予申出書その他の書類の審査の結果、償還を猶予することが適当と認めたときは、住宅改修資金償還猶予承認書(様式第7号)により、償還を猶予することが不適当と認めたときは、住宅改修資金償還猶予不承認書(様式第8号)により借受人に通知するものとする。

(繰上償還)

第13条 市長は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、その貸し付けた資金の全部を一時に返還することを請求するものとする。

- (1) 資金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。
- (2) 資金の償還を怠ったとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正の手段により貸付けを受けたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長の指示に違反したとき。

(違約金)

第14条 借受人は、償還金又は前条の規定により繰上償還すべき金額を、償還すべき日まで償還しなかったときは、当該償還すべき日の翌日から償還の日までの期間の日数に応じ、延滞にかかる貸付元金金額に約定利率を乗じて得た金額に相当する違約金を支払うものとする。

2 前項の約定利率は、平成6年10月1日（平成7年度以降は、各年度の4月1日）における「長期プライムレート」及び「スーパー定期（6か月もの）」のレートを基準とし、下記計算式において算出した利率とする。

$$2 / 3 \text{ 長期プライムレート} + 1 / 3 \text{ スーパー定期 (6か月もの)}$$

※小数点2位以下切り捨て

(届出義務)

第15条 借受人は、次の各号のいずれかに該当する理由が生じたときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 借受申込書に記載した事項を変更したとき。
- (2) 借受人又はその連帯保証人が強制執行を受け、又は破産したとき。
- (3) 連帯保証人が死亡し、住所を変更し又は第6条各号に規定する要件を欠くこととなったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が届出の必要を認めた事項が発生したとき。

2 借受人が死亡したときは、相続人その他これに準ずる者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(資金の預託)

第16条 神戸市（以下「市」という。）は、この制度の貸付資金として金融機関に対し一定額を預託する。

2 当該預託は、1か年ごとに締結する金銭預託契約に基づき行うものとする。

(損失補償)

第17条 市は、この制度の運営について金融機関の被った損失を補償するため、金融機関との間に損失補償契約を締結する。

(利子の支払)

第18条 市は、金融機関に対し、借受人の利息をまとめて6か月ごとに支払う。

2 金融機関は、その月々ごとに受け取るべき利息金額を、利息交付請求書をもって市長に対し請求し、市長は、その内容を審査したのち、30日以内に利息を支払う。

附 則

この要綱は、平成6年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年12月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年1月1日から施行する。